

## 【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

\* 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年3月12日に社会的接触回避等のガイドラインが発表されたドイツでは、その翌日13日には所得補償に関する時限法が制定された（14日公布）。同月27日には2020年補正予算法等、6つの法律が制定され、同日公布された。

### 1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う立法及び予算措置

ドイツでは、新型コロナウイルス感染症は2020年2月末に流行の兆しが見られ、3月9日には感染者1,000人を超えたため、12日には可能な限り社会的接触を避ける等のガイドラインが発表され、15日に国境を接する国との間の暫定的な国境管理が開始された。このような情勢の中、国民生活を支えることを目的とした立法が迅速に行われた。

まず、ガイドライン発表の翌日13日に①操業短縮手当に関する法律<sup>1</sup>が制定され、14日に公布、15日に施行された。ついで、同月27日には、②2020年補正予算法<sup>2</sup>及び③経済安定化基金法<sup>3</sup>を始めとして、④社会保護パッケージ<sup>4</sup>、⑤新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病院救済法<sup>5</sup>、⑥全国規模の流行状況において住民を保護する法律<sup>6</sup>、⑦民法等におけるCOVID-19パンデミックの影響を緩和する法律<sup>7</sup>が制定され、同日公布された<sup>8</sup>。補正予算法案のみ連邦政府が提案し、他は全て連立与党（CDU/CSU及びSPD）会派の提案による。連邦参議院は、3週間の審議期間を放棄し、法律の成立を急いだ（①は送付当日、②から⑦までは翌日に成立）。

### 2 操業短縮手当規制を危機に関連して時限的に改善する法律

「操業短縮手当」<sup>9</sup>とは、企業が経済的要因等によって一時的に労働時間短縮（操業短縮）を行い従業員の雇用維持を図る場合に、従業員の手取収入減少分の一部（減少分の60%、扶養義務がある子を有する場合は67%）の補償を企業が連邦雇用エージェンシー<sup>10</sup>に申請できる制度

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月7日である。

<sup>1</sup> Gesetz zur befristeten krisenbedingten Verbesserung der Regelungen für das Kurzarbeitergeld v. 13. März 2020 (BGBl. I S. 493)

<sup>2</sup> 2020会計年度の連邦予算の補正の決定に関する法律（2020年補正予算法） Gesetz über die Feststellung eines Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 556)

<sup>3</sup> Gesetz zur Errichtung eines Wirtschaftsstabilisierungsfonds (Wirtschaftsstabilisierungsfondsgesetz) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 543)

<sup>4</sup> Gesetz für den erleichterten Zugang zu sozialer Sicherung und zum Einsatz und zur Absicherung sozialer Dienstleister aufgrund des Coronavirus SARS-CoV-2 (Sozialschutz-Paket) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 575)

<sup>5</sup> Gesetz zum Ausgleich COVID-19 bedingter finanzieller Belastungen der Krankenhäuser und weiterer Gesundheitseinrichtungen (COVID-19-Krankenhausentlastungsgesetz) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 580)

<sup>6</sup> Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite v. 27. März 2020 (BGBl. I S. 587)

<sup>7</sup> Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569)

<sup>8</sup> Ausgewählte Tagesordnungspunkte der Sondersitzung am 27.03.2020 (pleniumKOMPAKT 20200327) <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/bundesrat-kompakt-node.html>>

<sup>9</sup> 操業短縮手当（Kurzarbeitergeld）は、社会法典第3編（就労促進）が規定する。法律上、支給期間は12か月であるが、連邦労働社会省の法規命令によって、24か月まで延長することが可能である。厚生労働省「2018年海外情勢報告」2019.3, p.104. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t3-03.pdf>>

<sup>10</sup> 連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit: BA）は、自治管理を行う権利能力を有する公法上の法人（Körperschaft des Öffentlichen Rechts）であり、連邦雇用庁を前身とする。連邦労働社会省の監督下にある。

である。操業短縮手当規制を改正する法律は、社会法典第3編（就労促進）及び労働者派遣法（BGBl. I 1995 S. 158）を改正し、操業短縮手当の要件を緩和して給付対象を拡大するもので、2021年12月31日までの時限的措置である。主な内容は、次のとおりである。①操業短縮対象従業員が全体の30%以上としていた条件を、10%以上に緩和する。②操業短縮手当の支給前に義務付けられていた労働時間口座<sup>11</sup>のマイナスの債権の相殺について、一部又は全部を放棄可能とする。③操業短縮の場合、雇用主が支払わなければならない社会保険料を、連邦雇用エージェンシーが一部又は全部を弁済する。④操業短縮手当対象者に、派遣労働者を追加する。

### 3 2020年補正予算法及び経済安定化基金法

コロナ危機（Corona-Krise）対策の補正予算として、1560億ユーロの国債発行が計上された。内訳は、企業・医療施設・労働者等の負担軽減措置のための1225億ユーロ<sup>12</sup>と、今年の税収減が見込まれる約335億ユーロである。この財政措置は、ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）第115条で義務付けられている財政収支均衡原則（GDPの0.35%の起債制限）を超えており、連邦議会の総議員の過半数によって決定される緊急事態においてのみ認められる措置である。

また、2008年のリーマンショック時に設置された金融市場安定化基金を経済安定化基金に改編し、最大6000億ユーロ規模の企業の債務保証、出資等を実施する。

### 4 社会保護パッケージ

社会保護パッケージは、新型コロナウイルス感染症パンデミック（COVID-19-Pandemie）による市民の社会的・経済的困窮の緩和を目的とする全11条の条項法<sup>13</sup>である。社会法典第2編（求職者基礎保障）、同第3編（就労促進）、同第4編（総則）、同第6編（法定年金保険）、第12編（社会扶助）、連邦児童手当法（BGBl. I 2009 S. 142, 3177）、連邦援護法（BGBl. I 1982 S. 21）、労働時間法（BGBl. I 1994 S. 1170, 1171）及び農業主老齢保障法（BGBl. I 1994 S. 1890, 1891）を改正し、社会サービス事業者投入法<sup>14</sup>を制定する。大部分が公布翌日3月28日に施行され、老齢保障に関する改正は2020年1月1日に遡って施行された。

主な内容は、次のとおりである。①自営業・高齢者・障害者・失業者：零細企業や個人自営業者の生計維持と住居確保のため、基礎保障へアクセスしやすくする（資力審査の一時停止、実際の家賃支払い額を自動的に認定）。高齢者、障害者、失業者にも同様の対応を行う。これらの例外措置は2020年3月1日から6月30日まで適用され、必要な場合、連邦政府は同年12月31日まで延長することができる。②児童付加給付：収入減・低所得世帯の支援のため、児童付加給付<sup>15</sup>の受給条件等を一時的に変更する（前月の収入のみで申請でき、資力審査は行わない、等）。③社会サービス事業者・福祉施設支援：事業者等は、公共部門からサービス供給に

<sup>11</sup> 一種のフレックス制度で、実際の労働時間が労働協約で定められた所定内労働時間と異なる場合に、時間外手当等によって金銭清算するのではなく、労働時間がプラス又はマイナスの債権として各労働者の口座に記録される制度である。プラスの債権は休日で、マイナスの債権は勤務時間で相殺することができる。JILPT「国別労働トピック：2019年10月：ドイツ」<[https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2019/10/germany\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2019/10/germany_01.html)>

<sup>12</sup> 1ユーロは約120円（令和2年4月分報告省令レート）。

<sup>13</sup> 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>14</sup> Gesetz über den Einsatz der Einrichtungen und sozialen Dienste zur Bekämpfung der Coronavirus SARS-CoV-2 Krise in Verbindung mit einem Sicherstellungsauftrag (Sozialdienstleister-Einsatzgesetz) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 575, 578)

<sup>15</sup> 児童付加給付（Kinderzuschlag）は、働いても同居する子の生計を支えるための十分な所得が得られない親に対する現金給付である。

ついて、適切かつ妥当な範囲で労働力、施設、設備等を供給する義務を果たすことを委任される（保障委任）。この保障委任はまず2020年9月30日まで有効で、2020年12月31日まで延長することができる。**④システム関連就労へのインセンティブ**：保健医療や農業分野におけるシステム関連労働力の確保のため、操業短縮手当受給者が非稼働時間中に一時的にシステム関連領域で働くインセンティブを創出する。**⑤労働時間制限の除外**：特に医療、公共サービス、治安維持等を確保するため、労働時間規制の免除を連邦全域で可能とする。**⑥年金受給者の収入増**：年金受給者が就業を継続し又は仕事に復帰しやすくするため、老齢年金を減額されない稼得所得の上限を、2020年において従来の年間6,300ユーロから44,590ユーロに引き上げる。

## 5 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病院救済法

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病院救済法は、病院及び医療施設等を支援する全7条の条項法で、病院財政法（BGBl. I 1991 S. 886）、病院報酬支払法（BGBl. I 2002 S. 1412, 1422）、社会法典第5編（法定医療保険）、同第11編（公的介護保険）、連邦教育促進法（BGBl. I 2010 S. 1952; 2012 I S. 197）を改正する。主要部分は、公布翌日3月28日に施行される。社会法典第5編の改正は遡って2020年3月1日に施行され、更なる改正は2021年1月1日に施行される。

主な内容は、次のとおりである。**①病床数増**：病院が新型コロナウイルス感染症対応の一般病床・集中治療病床を増やせるよう、健康基金<sup>16</sup>の流動性準備金から手術等の延期に対する財政的補償を行う。これは連邦予算によって償還される。**②一時金及び追加報酬等**：集中治療病床を1つ増設するごとに、50,000ユーロの一時金が支払われる。2020年4月1日から同年6月30日まで、診療所には、個人防護具などの追加費用を補うために患者1人当たり50ユーロの追加報酬が支払われる。追加報酬は必要に応じて延長し、増額できる。暫定看護報酬は、1日当たり約38ユーロ増額して185ユーロとする。**③外来治療強化**：感染拡大の結果、報酬を失った診療所の医師や臨床心理士に対しても補償金の支払いが予定され、感染者の治療のための追加費用も補償される。連邦政府は、「発熱外来」などの臨時措置への資金提供も発表した。

## 6 全国規模の流行状況において住民を保護する法律

感染症予防法（BGBl. I 2000 S. 1045）における管轄の変更（連邦政府への権限の付与）を主な目的とする全7条の条項法で、感染症予防法、IGV<sup>17</sup>施行法（BGBl. I 2013 S. 566）、社会法典第5編、建設法典を改正する。主要部分は公布翌日3月28日に施行される。その他、同月30日施行、2021年1月1日施行、同年4月1日に施行される。

主な内容は、次のとおりである。**①国際旅客輸送制限等**：全国規模に感染拡大した場合、連邦政府が、国際旅客輸送を制限する命令の発出や、乗客の身元確認や健康状態判断のための措置を決定することができるようになる。**②健康管理**：連邦保健省に、医薬品、医療機器、消毒用品、検査診断用医薬品等の供給確保のための措置を講じる権限を付与する。**③人材強化**：保健医療システムの人材強化（特に看護師等の雇用）のための措置を可能とする。**④保育による**

<sup>16</sup> 健康基金（Gesundheitsfonds）は、公的医療保険競争強化法（GKV-Wettbewerbsstärkungsgesetz）に基づき、被用者、他の社会保障機関及び疾病金庫被保険者からの拠出金並びに連邦政府の補助金によって形成される。各疾病金庫（医療保険）は、被保険者への給付を賄うために必要な資金を健康基金から受ける。„Gesundheitsfonds.“ Bundesministerium für Gesundheit website <<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/gesundheitsfonds.html>>

<sup>17</sup> IGV（Internationale Gesundheitsvorschriften）は、世界保健機関（WHO）憲章第21条に基づく国際保健規則（International Health Regulations: IHR）。

**親の減収補償：**感染症予防法に、感染拡大中に保育のために収入損失を被る親のための補償に係る規定が加えられた。補償の前提条件は、保育が親によってのみ提供され、収入の損失が避けられないことである。ただし、操業短縮手当の請求が優先する。手取収入の67%の補償は最長6週間付与され、月額上限は2,016ユーロである。**⑤医療施設の建設：**緊急に医療施設を設置できるよう、建築法上、一時的な例外を規定する。**⑥感染拡大による緊急事態の決定：**連邦議会が、全国規模の流行状況（エピデミック）を決定する。このような決定を行う前提として、世界保健機関（WHO）が国際的規模の公衆衛生上の緊急事態（パンデミック）を宣言し、かつ、危険な感染症がドイツに持ち込まれるおそれがある状況、又は、このような感染症が複数の連邦州で爆発的に拡大する危険が差し迫っている状況を、連邦政府は考えている。**⑦時限的権限：**基本法によれば、国家的に重要な災害又は被害状況が発生した場合の危機管理は、主に州や自治体の問題であり、新しい連邦権限は、緊急事態が発生したときにのみ適用される。**⑧報告義務：**連邦保健省は、新型コロナウイルス感染症流行に関する調査結果を、連邦参議院の協力を得て、2021年3月31日までに連邦議会に報告する義務を負う。

## 7 民法等における COVID-19 パンデミックの影響を緩和する法律

新型コロナウイルス感染症パンデミックの市民生活への影響を軽減することを目的とした全6条の条項法で、主要部分は、公布翌日3月28日に施行される。支払不能申告義務の一時的停止と組織責任を制限する法律<sup>18</sup>を制定し、会社法、協同組合法、協会法、財団法及び住宅所有権法における措置に関する法律<sup>19</sup>を制定し、刑事訴訟法施行法を改正し、民法典施行法（BGBl. I 1994 S. 2494; 1997 I S. 1061）<sup>20</sup>を改正する。2021年12月31日終了後の廃止、2022年9月30日の廃止等が規定される。原則として限定的に適用される緊急時のみの規定であり、現在の例外的な状況が終われば、従前のおりである。

主な内容は、次のとおりである。**①テナント（借主）保護強化：**家賃支払が困難になった借主・中小企業を、賃貸契約解除から保護する（契約解除の一時的な制限、電気・ガス・通信などの基本的なサービスの継続）。**②破産・倒産手続回避：**新型コロナウイルス感染拡大だけが経済的困窮又は支払不能の原因である企業は、事業を継続できるものとし、支払不能申告義務が2020年9月30日まで停止される。債権者が倒産手続を申請する権利は、3か月間、制限される。企業が経済活動を再開し、ビジネス関係を維持できるようにするためのインセンティブが確保される。**③刑事訴訟中断：**新型コロナウイルス感染を回避するため、刑事裁判所は、公判手続の中断が一定期間認められる。**④組織の意思決定手続：**協同組合、企業、協会、財団、共同住宅所有者組合等に関する法に関連し、移動及び集合の自由が制限されていても、企業等が必要な決定を下し、行動能力を維持できるよう、手続規定が変更される。例えば、株式会社は、仮想的に（株主の出席なしで）総会開催が可能となる。有限責任会社の意思決定についても、書面による手続が可能となる。共同住宅所有者組合は、住居所有権法集会<sup>21</sup>を省略できる。

<sup>18</sup> Gesetz zur vorübergehenden Aussetzung der Insolvenzantragspflicht und zur Begrenzung der Organhaftung bei einer durch die COVID-19-Pandemie bedingten Insolvenz (COVID-19-Insolvenzaussetzungsgesetz - COVInsAG) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569)

<sup>19</sup> Gesetz über Maßnahmen im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins-, Stiftungs- und Wohnungseigentumsrecht zur Bekämpfung der Auswirkungen der COVID-19-Pandemie vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569, 570)

<sup>20</sup> Einführungsgesetz zum Bürgerlichen Gesetzbuche in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. September 1994 (BGBl. I S. 2494; 1997 I S. 1061)

<sup>21</sup> 住居所有権法集会（WEG-Versammlungen）は、住居所有権法（Wohnungseigentumsgesetz: WEG）が規定する。